

長野県治水・利水ダム等検討委員会 第11回黒沢川部会 議事録

日 時 平成14年11月1日(金) 午前9時30分から午前12時10分
場 所 長野県 南安曇庁舎 講堂
出席者 高橋部会長以下15名(大熊委員、水谷特別委員、
平林特別委員、藤野特別委員欠席)

事務局(治水・利水検討室長)

それでは定刻となりましたので、只今から長野県治水・利水ダム等検討委員会第11回黒沢川部会を開催致します。開会にあたりまして高橋部会長よりご挨拶をお願いしたいと思います。

高橋部会長

委員の皆様おはようございます。第11回の部会に先立ちまして一言ご挨拶申し上げたいと思います。安曇村の方は先般の雪は上高地で30cmくらい積雪になりまして、いつもの年より20日位早いそうでございますが大変でございました。皆さんの方はいかがだったでしょうか。さて、今回は三郷村の職員であります那須野さんから黒沢川の環境についてご意見を頂きました。ありがとうございました。それから皆様方に二案について、確認をして頂いたわけですが、遊水地と河川改修などを組合せた案ということで、先般は前回まとめていただきました。それについて私の方でご意見を頂きたいという事で皆様から、最低限クリアしなければならない条件整備ということで頂きました。見させて頂きましたけれども、クリアするためには非常に厳しい条件がありまして、今さらながら私は思っているわけですが、それらについて今日は協議して頂くわけでございますけれどもよろしくお願ひしたいと思います。それから財政ワーキングの方からも、お話がございますので、その辺も含めてご審議を頂きたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

事務局(治水・利水検討室長)

ありがとうございました。只今の出席委員は19名中13名でございます。条例の規定によりまして本部会は成立いたしました。なお、大熊委員、平林委員、藤野委員はご都合により欠席というご連絡を頂いております。それでは議事に入る前に資料の確認をしていただきたいと思います。90番最低限クリアすべき条件、それから91番、カラー刷りの黒沢川・万水川の治水ということ、それから資料86ということで、これは修正及び補足という事でございます。以上資料とすれば3つでございます。それでは議事進行の方を部会長お願ひしたいと思います。

高橋部会長

それでは本日の議事録署名をお願いしたいと思いますけれども、丸山委員さんと青木委員さんが出ておりませんので、植松委員さんのお二人をお願いしたいと思います。

丸山特別委員

部会長さん、私午前中で帰ろうと、午後ちょっと。

高橋部会長

いいですよ、午前中いれば。財政ワーキングの宮澤委員がおりますのでご報告をお願い致します。よろしくお願いいたします。

宮澤（敏）委員

どうも皆さんご苦労様でございます。前回所用がございまして欠席させて頂きましてお許しいただきたいと思っております。それでは財政ワーキングの方に求められました部会長の方からの部会からの問題について発表させて頂きます。法政大学の先生とそれから県議会議員二人ということで、それぞれ公職でもっているそれぞれの立場がございましたものですから、なかなか調整がつかせませんでして 30 日、私と幹事会で東京の方へ出向きまして五十嵐財政ワーキング座長と打合せをさせて頂きまして、それぞれの報告の内容の事につきまして、発表させて頂くような状況なものを作らせて頂きました。その内容につきましてまず数字を検討致しました。ここでお決めになられました案に基づきまして、私、それから部会長、それから竹内委員、五十嵐座長皆それぞれ検討を致しまして、長時間に渡りまして慎重にそれぞれの財政の金額をはじいたわけでございます。その中で入口の問題で、実は五十嵐座長の方からストップがかけられました。それはどういう内容かと申しますと、この調整池プラス河川改修案の問題について、五十嵐座長の方から実現性についてもう少し検証を本当にすると同時に、県の対応をもう一回部会で発表する前に論議をして頂かないと財政ワーキングの方でも発表できないのではないだろうかというご意見が出されました。その一点は河川維持流量が 0 になるということ今までの河川法のからみ、それから自然あの地域の水辺の問題等々の問題のことにつきまして、水辺環境ですね。こういうようなことを考えた上で河川維持流量が本当に 0 ということ河川法、河川管理者としてこの案が、案として許可されるものなのかどうかという事で五十嵐座長の方から疑問符が投げかけられました。それから、もう一点は水利権の調整が本当に、これは水利権の方の関係の費用が非常に大きくなります。この水利関係の費用が約この算出のしかたによって大きく変わってくる。私数字をもっておりますけれど、ちょっと数字を発表すると数字が一人歩きをしてもいけませんので、部会長の方から、座長の方から数字の発表は差し控えて頂きたいと言う事で、水利権の調整が本当にできるのかどうか、それから最大のポイントであります利水に対する、これは高橋部会長からも何度も委員会でご指摘にあったポイントであります。利水に対する問題は当初利害関係者にその支出、負担は委ねられているわけでありましたが、今回の場合の状況についてこれが県で支援をするという方向性がこの部会でそれぞれの委員から出されていたように議事録を拝見したり私の出席の限りの記憶にあるところであります。そういう事でこの利水に対する県の支援について本当に部会で上げていった段階でこれはいいのかどうか、これは単に黒沢川部会だけの問題でございませぬので他の部会、特に郷土沢、これが同じように

利水問題が特にここの飲み水であります但し利水問題が関係している。このような問題がありますので、この点について県の支援を確かめる必要があるのではないだろうかというこの三点が審議されまして、この三点をもう一回財政ワーキングの方としても、とりわけ3番の問題これが一番大きなポイントでありますけれど、3番の問題について11月5日の検討委員会に財政ワーキングとしてかけて、そして検討委員会の皆様のご承認を頂いた上で部会に具体的な数字等のことについてお話をする方が賢明だろうと、財政ワーキングが部会の方とキャッチボールするのはやっぱりいろいろな面で問題が出てくるのじゃないだろうか、こういうようなことから11月5日の検討委員会の方向性をその場で確認をしたあと、具体的な数字を、ないしはその県の利水に対する支援状況についての問題について部会の方にご報告させていただければ、とこういうように今の3点の理由から今日はちょっと具体的な数字のオープンには差し控えるべきではないだろうかということが、とりわけ五十嵐座長の方からございまして、私もそれに賛同致しまして、財政ワーキングとしてはそういう形で今日の段階では誠に残念でありますけれども、その様な状況にさして頂けないだろうかというのが財政ワーキングからの報告の内容でございます。以上でございます。

高橋部会長

はい、ありがとうございました。何かご質問あれば、どうぞ。

久保田特別委員

久保田でございます。宮澤委員さんに質問という事じゃないのですけれども、私も前回の部会が終わって家に帰ってからこう冷静に振り返ってみると、随分無責任な会議をやっちゃったなと思っているわけでありまして。いわゆるダムなし案に絞られたわけですけれども、本当に幹事がいろいろ苦労して作ってくれた資料もあまり論議する事もなくですね、あの論議は尽くされたということで、ダムなし案にまとめられたわけでございます。確かに前回は、この部会長案に対して強い反対意見は出なかったわけでありまして、こう振り返ってみると本当に唐突なことであったと思います。それで確かに知事選後の全体的なこうムードといいますとやはり情勢が一変しましたし、そんな事で私達も、ダムなしムードというのに一気に流れてしまったのじゃないかと。私達の部会は本当に今までいわゆる政治的な判断も入れずに、なぜあのダムが必要か。ダムを造らないとしたらどのような案があるかとかこういう事で地域実態に照らし合わせながら、素人ではありますが、県の検討委員の専門の先生あるいはサクセンだとかその他の専門家の意見を聞きながら理論的に本当に検討してきたと思います。先行した浅川だとか砥川部会はですね新聞情報とか見ますと本当に基本高水と地質論議に終始した感がありますが、この黒沢川部会は、各方面にわたり相当に深い論議がされたと立派な部会であったと思います。本当にこれにつきましては高橋部会長の舵取りのうまさだったと敬服しているわけでありまして。しかし、この最後のまとめの段階で、先程宮澤委員からもありましたけれど、今まで検討議論してきた内容を無視するという事もないのですけれども、そんなことも入れて案が出されたら、私達も最後本当に、随分投げやりになっちゃったなと部会長さんは、県でやればいいんだ県の責任でやればといったのですけれども、実際

は県の幹事の方も、雑用水までを中信平から補給というのは 100%出来ませんと、そうまで言ったわけですね。県の幹事が出来ないというのをですね、やればいい、やればいいといってたただこの部会のその案としてですねまとめるというのは本当に、如何なものかとそんな事で、今宮澤委員がおっしゃられたとおりせっかく今までやってきたわけですから、もう少しこの部会長案についてですね本当に出来るのか出来ないのかですね、そこら辺をぜひもう一度論議させて頂きたいところ私は思います。以上です。

高橋部会長

はい、ありがとうございました。その他ございますか。どうぞ。

田宮特別委員

久保田委員さんの方から黒沢部会が論議をしてきた 11 回今日で 11 回目 10 回の論議が非常に誠意のある誠実な論議であったという事については私もそういうふうに思っているわけです。ただ、その調整池の確保、それからその他農業用水等中信平からの確保それから財政負担の問題これらがいわゆる確証を求めると言うのは、この部会においてというのはやはり限界があると思うんですね。その点では私はやっぱりこれらの問題について私達は、精一杯専門家の方に来て頂いてご意見を聞かして頂く、私達は素人でありますので、それから水利権者の南小倉の水利権者の方にも来て頂いてご意見をお聞きするというふうな事の中で精一杯論議を尽くしてきたということの結果として高橋部会長のまとめに至ったというふうにこう考えているわけです。だからそういう意味では私は住民にとって、住民に対して無責任であるということは如何かと、そういう事ではないというふうにこう考えています。それでこれらの問題の確証を求めると言うのでやはり限界があってそういう意味では私、この部会の持つ性格としてはやはりそういう論議があって結果としてまとめられたという答申を出していく、検討委員会に対して、ということが私達の役割だろうと、あとその出た答申をどういうふうに受けとめてその対応するかというのはこれは県の検討委員会でないのだろうか、さらに最終的に判断するのはやはり知事だろうということから考えるとやはり私は今までの論議でよかったというふうにこう考えるわけです。それからもしこれらの問題を改めてここで論議しなおすという事になればかなり長期な時間が必要になってくる。その必要性は私はないと思うのですね。そうすると改めてむしかえした議論をやるという内容になると思うのです。それこそ私は、流域住民にとって無責任じゃないかなと。やはり限られた期間の中で不充分であっても答申を出していくのが私は責任ある態度だと考えています。以上です。

高橋部会長

はい、その他ございますか。どうぞ。

丸山特別委員

私も前回の時途中で退席して申し訳なかったのですけれども、その後部会長さんの案をま

とめられたのをこれを私なりに検証してみてもこれは、村の立場というのも含めて検証してみただけですけれども、かなりこの点については村の立場から申し上げても実現不可能な点がかかなり多いんじゃないかというふうに思って意見を出してありますけれども。調整池についてはですね当初私どもが考えた赤沢橋の上の地域についてはこれは、可能だと思っておりますけれども、その他例えば黒沢川の末流とか、それ以下の方で造った場合には調整池の効果がなくなってしまうんじゃないかなとそういうことと、もう一つはあの地点については三郷村、堀金村の優良農地で土地改良も行われたそんなところでして、ここに大きな遊水地を造るということになると、それぞれ村の立場から申し上げても自然景観等の面から言ってもかなり不可能ではないかなと思っております。それからその水路の点について、これは県の方で調整してくれればということなのですからけれども、今までいろいろ聞いて見ますと中信平の水も奈川渡ダムが空になったということもあると聞いておりますと果たして中信平の水を農業用水に入れかえることが可能か、そういう協力が得られるかというように思っております。それから南小倉土地改良区も村との協定の中で進めてきておりました、これが全然新しくなるというようなことになるわけで、南小倉土地改良区がこれにに応じてもらえるかどうかその辺が、不確実なところもあるということもありますので、是非この中信平ないしは梓川土地改良区旧南小倉土地改良区等の意見を聴取していただきたい。それから先ほど出ましたけれども河川維持流量が0になるということについては村の立場から申し上げても川の正常な流況を確保するため、又環境問題等も考えると0というのは如何なものかというような事があります。その三つの点を含めて、部会長さんからについては、私どもちょっと納得が出来ないし、仮にこれが答申がでてでも例えば最初の方の問題については村の方に帰ってくることもあろうかと思えます。これについては実現不可能じゃないかなと思っております。その辺をもう一度検証して頂きたいということです。

高橋部会長

その他ご意見ございますか。特に今皆さんから、最小限クリアしなければならないという条件整理の方へ入っておりますが、宮澤委員さんが、今日東京の方で会議がございまして、時間が長くないということがございますので、特に財政ワーキングに対する、ご説明頂いた訳ですけれども、要は部会案としてそういった何といいますかね、県の支援なり水利権の問題を見とおしのつかないものでいいのでしょうかという事だと思うのですよね。座長の話は、それは部会で、ちょっと意見にも出ていましたけれども部会でそういうものを審議できる限界というものはあると思うのですよ。県の支援についてこの幹事に聞いても当然答弁ないでしょうし、おそらく委員会でも私はそれ答弁できないと思うのですよ。ですけれども知事が、知事といえますか委員会では答申の中にそれを入れていただく、報告のなかにいれて、答申の中に入れていただければやりますとこういってしますので、私はそれを信じるしかないと思っております。そういう面で宮澤委員のいるうちに、やはりやり方をもう少し部会と委員会というもののキャッチボールが私も反省しておりますけれども、常に情報の交換をしてやりましょうよということやっていたのですけれども、なかなか、日程も取れないというような事で、私もちょっとそう言った事で反省をしているわけですから

も、5 日にもう一度ワーキングやってくれるということでありますので、その辺を踏まえて、次のステップにはいっていくわけなのですけれども、公聴会が出来なくなる、当日出来なくなると思うのですよ。そういう形をとりますとね。それはまた後で審議していただきますけれども。皆さんからこういう出しているのですのでひとつひとつどこまで解決できるかこれからやりますけれどもね。是非財政ワーキングに対して何かご希望とかそういうものがあれば宮澤さんのいるうちに。

丸山特別委員

財政の話出ましたので私の方からお願いというかお聞きして、これは部会長さんにもお話ししてあります。仮に三郷村で井戸を掘るということになると、これはあの井戸というのは補助制度はないのでいままでの中では全部自分でやりなさいとこういうことに。おそらく今の仮に 9,000m³/日全部井戸で確保するということになるとそれは、30 万とか 40 万という単位の数字になると思うのです。その場合、三郷村で全部ということになると例えば水道料 2 倍か 3 倍にしないと出来ないと思うのです。そんな意味でこの前お聞きしたのですけれどね。その話の中では県はダム債を発行して支援するというようなお話を聞きました。支援の中身はどうかというようなお話を聞きましたら、5~6%か利子補給というようなこともちらちら聞こえましたからそれだったら、それは支援にはならないのじゃないか、30 億の利子補給どのくらいしてくるか知りませんが、というような気がしたのですけれども。先ほどの宮澤委員の仰られる話の中で例えばその井戸を掘るについては、県でもって全部面倒見ましようとか、県で掘りましようとか、そんなような話にはならないのでしょうかね。

高橋部会長

はい、どうぞ。

宮澤（敏）委員

その問題が一番重要な問題で私も全部議事録読ませて頂きましたし、今までの部会の経過を尊重した上で、財政ワーキングはかかっております。ですから今までの 11 回の検討の内容をおりまげようとか、こうしようとかそういう意思で五十嵐座長も私も私がかかっているわけではありません。今の問題は井戸を掘る、水道料にはねかえるの問題も丸山委員さんの議事録で確認をさせて頂き私も頂いております。そのことで実はこれは一番大きなポイントではないかということで財政ワーキングが 30 日にはいる前に高橋部会長の方から利水の担当の幹事の方へ、その問題もご提起がありました。その問題もございましたので、その問題をクリアする為に 11 月 5 日検討委員会に入る前に委員長これ宮地委員長さん、五十嵐部会長が財政ワーキングの、失礼、五十嵐財政ワーキング座長から、財政の 3 人の委員と委員長そして政策秘書室長つまり幹事長ですね、幹事長を交えて、この話を具体的に聞いていかなければ、やりようがないだろうと。実はここの所に、ここの所ならいいと思いますけれども具体的な数字でありますけれども、出し方はいろいろありますけれども、新規に水道上水を作ったり、それからいろいろするとしますと、約ですね、農業用水の関係も含めると、

水道だけにしますと、約 50 億からかかるだろうとこういう試算経過を私ども持っております。あまりにも金額が大きいものですからこれが本当に、もしこれがまるが一つ少ない額でしたならば、これは今日出しちゃおうと。あまり金額が大きいものですからこれを出した時に混乱を生じるのではないかというふうに配慮をしたわけです。こここのところの問題点でして見ますとあまりにも大きくなってしまふ。という事でここは慎重にいきたいと同時に今の丸山委員さんからお話がありました問題点の事についてもクリアして部会の方に答申をしないと財政ワーキングとして要するに無責任ではないだろうかという意見も出されまして、11月5日の検討委員会に際して財政ワーキングで委員長とそれから幹事長を呼んでその確認をしてから入ろうじゃないかということで、ここに来て急ぐ事はないと慎重を期していくべきではないだろうかというように30日の会議では決まったという経過でございます。

高橋部会長

よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

久保田特別委員

水道水の話は、今の宮澤委員のお話で結構だと思いますけれども、私はそれ以上にやはり農業用水の問題が非常に大きいと思います。それで、宮澤委員にご質問したいのですけれども、いわゆる黒沢の、南黒沢じゃなくて南小倉の人達が水利権を放棄してそれを梓川の中信平の方から水を貰うとそういう事にした場合ですね、どんな問題点があって、どんな設備を作ってどうすればいいんだってことが、財政ワーキングとして把握できているかどうかという事そこをお聞きしたいと思います。

宮澤（敏）委員

一応合意を頂けるかということじゃなくて財政ワーキングがいろいろ判断をするべき立場にございませんので、一応工事はどういう工事をするかということの算出は、後で利水の方のデータの所で報告させていただきます。それについては一応、どのような方式で作るか、それから、用地費用はいくらなのか、そういうような問題点も含めまして、一応算出ベースは県がこの中信地区の大体状況に応じて行われる一般的な指数に基づきまして町村それから県が扱っている指数に基づいて算出はしてございます。その金額もここに持っております。財政ワーキングとして持っております。持っておりますけれどもいま先ほど申し上げましたようにそこら辺のところははっきりしない時に例えば、数字をだしていいものだろうかなどという配慮でございます。

高橋部会長

はい、どうぞ。

久保田特別委員

県の財政ワーキングではそういう資料があって積算しているというお話ですけれども私

たちは、正直言って何も分からないのですよ。どんな問題点があるかも分からないのですね。南小倉の人達には第5回の部会に出て頂いて意見を聞いてダムが出来ない場合は村には水は一切やらないところはっきり言っているわけですよ。それですから、それははっきりしていてそれを村によこせという話ですから、それをどうするかというのは、別問題としまして、いわゆる中信平の水を南小倉まで上げる。中塔の話だとか、洞合ですかこの話も出ていないのですけども、この生活用水、農業用水まで上げるという場合どんな設備を作るかとか、あとそのいわゆる土地改良区の加入費用だとかですねそういうあたりが、どんな問題があるか。単に財政的な問題だけ見ても、どういう問題があるか私達分からないのです。今までの論議の中でそれが全然ないのです。ですから是非そこら辺を、いや、県のワーキングで全部それを分かっていますと、中信平の土地改良区だとかそれぞれみんな聞いてあります。細かくやっていますというならその内容を発表してもらえばいいのですけれども、わからなくてワーキングでやると言ったってそれは無理な話だと思うのです。ですから、私はどういう問題があってというのは、やはり南小倉の土地改良区の人達に来て頂いたのですけれども、水を分けてやるという方の人を、中信平の連合なりなんなり、やっぱり当事者に来て頂いて分けてやるやらないは別として、出来る出来ないは別としてやる場合はこういうことが必要です。そういうあたりを、是非お聞きしたいと思っています。多分この委員の中で言う事わかっていてという人誰もいないと思います。それで、委員がいなくても土地改良区がいなくても幹事の方が全部答えられますと、県で答えられますとそれなら今日県で答えて頂ければ結構だと思うのです。以上です。

高橋部会長

はい、宮澤委員さん。

宮澤（孝）特別委員

久保田委員さんと殆ど同じなのですが、ただ先ほど宮澤委員さんから水利権調整の金額が大きなものになると言われましたが、その数字は公表できないとね、それはそれいいのですが、内容的なことは、例えば梓川土地改良区からの水利権調整するというような場合でもどのような内容でお金が必要になるのか、費用がかかるのか。そういう事内容だけで結構ですが。

高橋部会長

はい。

宮澤（敏）委員

それでは一応財政ワーキングの方で試算をさせて頂いたその内容につきまして、原則的な事だけ発表させて頂きます。これはあの1として従来から用いてきております、県が用いてきております計算方式に基づいて概算の数字を算出するという事で、検討にはいりました。で、治安安全度 1/30 で考えまして基本高水は犀川の合流点において 215m³/s とするという事で、この部会で決定されたことをそのまましたわけでありまして。それから三郷村の上水

道の平成 20 年における水自給率は三郷村の現計画どおり 9,600m³/日ということで計算をしました。それから農業用水雑用水の必要量は代掻き時期に 17,600m³/日、それから普通時期におきましては 13,200m³/日、非かんがい時期におきましては 1,200m³/日ということにすると致しました。それから事業の採択要件及び補助率については 2002 年 4 月現在とするところという形に致しました。それから費用は時点での概算要求であり状況においては増減する事は当然ありうるということの、なんといいますか前後のアバウトで大体出しますのは、1000 の位に 1000 万の位で出す事と致しました。それから利水対策費は施設建設費と 100 年間の維持管理費。この 100 年間というのは今回の当初計画しておりましたダムが 100 年ということでございますのでその維持関係費、それから施設更新費を計上いたしました。この算出のアからいま申し上げました 7 つの項目につきまして事前に部会長さんと調整をさせて頂いてこれに基づいて案を作らせて頂きました。そんなことで出させて頂きましたので 1000 万の位でのものがございますから、多少前後があるかと思しますので、それから先ほど久保田委員さんから仰られたそういうような条件がやってみたときにいろいろ計算をして長時間やりました。長時間やりまして、最後に五十嵐部会長の方から五十嵐座長から出された意見ですが、さっきの 3 つのポイントは、あまりにもちょっと不確定要素が多すぎるのではないだろうかということで先ほどの慎重を一步踏もうと会議を踏もうと言う結論になったということでご理解をいただければと思います。ここで、部会でやってこられたこと全て受けてやっておりますので、新たに財政ワーキングで何かを入れたとかとかそういう事は一切ございません。

高橋部会長

はい、二木委員どうぞ。

二木特別委員

宮澤委員さんにお聞きしますが、そのワーキングの方で土地改良区からの水ということで、もう経費のことはともかくとして、大体梓川土地改良区から中信平の水が貰えるかどうかと。

高橋部会長

ちょっとそれは財政ワーキングでは。

二木特別委員

いやだから、財政ワーキングする時にその時点でもってそういう検討されているかどうかです。

宮澤（敏）委員

これは部会と検討委員会と、それから検討委員会のそれを受けて結論を上げる最終的には県と県知事が決める。トップが判断するわけでありますが、その関係の状況として、今回の問題につきましては、私ども藤原委員さんも私どもの検討委員がなるべく部会のときには

発言するのを押さえようとこういうようにしておりますのは、あくまでも特別委員の皆さんに多く意見を地元の意見を言って頂こうとこういう趣旨でございまして、そういうような方向で動いていると思います。ですので、私どもは部会の審議をなるべく活発に正しい方向に
いて頂くために私ども財政ワーキングとかいろいろなワーキングからその方に提供する
という事でございまして、そういう意味からしたら、私どもが土地改良区のことについて本
来ならば良いか悪いかという事で判断、財政ワーキングが出来るかっていう類の問題ではあ
りません。ですので、ここはこういう状況が設定した時にいくらかかるかと、こういう事で
試算をしました。そういう状況の中でそうはいつでも今二木委員さん仰られたように、今 3
つの先ほど申し上げましたポイントがちょっと明確ではないのじゃないないだろうかとい
うことで、今二木さんが言われたそのところが2番目に入っているわけです。それで数字は
出来ていますが、発表するかしないかという段階とこれでいいのかということにつきま
してはちょっと財政ワーキングだけでは判断を上げないような状況になったところで委員
長とそれから幹事長に相談をしたりとちょっと財政ワーキングの段階で今二木さんが言わ
れたことと同じ思いもありまして、事前のちょっとこう発表する前に打ち合わせをしなけれ
ばならないのじゃないかと。その理由は今言った3つのポイントであるということで5日に
5日まで調整がつかないものですから5日までご容赦頂きたいと、このところも昨日も私と
五十嵐法政大学の先生とはファックスでやりとり、と携帯電話でやりとりしてという形で今
日ここまでの状況にして朝、部会長にその旨を報告をさせていただいたところでござい
ます。そんなような状況ですので、今二木さん仰られたようにこの3つのポイントがちょっと明確
にならない状況で具体的な数字を発表するのはちょっと待つて貰いたいという状況で財政
ワーキングとしては今置かれているという事でご理解をしていただければありがたいんで
ございますが。

高橋部会長

よろしいでしょうか。いわゆる不確定要素なのですよ。その他ございますか。はい、どう
ぞ。

田宮特別委員

今、宮澤委員さんの方から水道水だけは50億、約50億というのが。

宮澤（敏）委員

それはたまたま例に挙げただけのこと

田宮特別委員

いや、その事があるでしょ、その事がワーキンググループでは一応出た数字なのでしょ。
そしたらこの50億というのは水道水、いわゆる9,600m³/日に対しての、それを井戸に求め
た場合の50億というふうに理解をするのですか。それでいいですか。

宮澤（敏）委員

たまたま今数字のことを出したら一人歩きするということになってしまいますので、その数字のことはすみませんが、あれして頂きたいのですけれども、その条件だけ申し上げます。要するに条件は、黒沢川から日 4,100m³/日それから既製の井戸で 2,800m³/日です。それから新しい井戸でもって 2,700m³/日というこういう前提を作らせて頂きました。それで試算をさせて頂きました。それで水道新規の施設分これは設置の更新 100 年分と言う事でございます。それからこれはダムを造った場合にも言えることでもありますので、そこら辺のところは両方とも出てきております。農業用水の事につきましても、要するに農業用の新規今あの、新規中信地区の方からとる部分のところの新しい施設、要するに用水導管、引きこみの導管、導水管の費用とかそれから、様々な当然上がってくる問題を全部計算はしてございます。それが思った以上に大きいわけですね。そういうようなことを含めて計算は出来ております。だけどその時に先ほど申し上げてありますように 3 つの項目が明確ではございませんので、具体的な数字を発表するには時期尚早、要するに委員長と打ち合わせをしないと幹事会だけの財政ワーキングだけの判断では出来ない状況にきているとこういうふうにご理解をしていただけるとありがたいんですが、慎重に慎重を期しているということで前を向いて歩いているつもりでございますのでどうかそのところだけは皆さんご理解をさせて頂きたいと思っているんですが。

高橋部会長

よろしいですか。時間いいですか。次のステップに入っちゃっておりますので、それでは、一応幹事の方で公聴会に出す資料として皆さんの方に資料 91 があっておりますのでね。それをちょっと説明を聞いてそうして今の問題とからみますので、これが絶対ではございませんのでこれを一応説明を聞きたいと思いますがどうでしょうか。はい、どうぞ。別に進んでいくということじゃないですよ。

久保田特別委員

私は、先ほど宮澤委員からもありましたし、私も言っていますけれども、部会長案について論議したいというのですけれども。それも含めてこの中でやるという理解でいいですか。

高橋部会長

なんですか。

久保田特別委員

その部会長案がですね可能かどうかという事も含めて幹事の作った資料で論議するとそういう事でいい訳ですね。はい、分かりました。それなら私もいいと思います。

高橋部会長

はい、どうぞ。

田宮特別委員

そうなりますと先ほど私が冒頭で意見を述べましたような形になってくるのじゃないですか。その部会長案は前回の部会で確認をされたわけでしょ。その確認が非常にこのかろんじられるとなってきましたよね。確認は、その今までの 10 回に渡る部会の論議の中でいわゆる到達点として確認をしたわけです。だからそれを含めてその資料 91 を論議をするということになってきますと、内容的にはやはり先ほどから言いますように、中信平の方の水利権者にきてもらうとかそういう話になってくると思うのですが。

高橋部会長

はい。

田宮特別委員

それはすでにそういう事も含めて議論はされてきているのですよね。例えば南小倉の水利権者の方にきて頂いて説明をきいているわけですよ。再度きていただく必要はないと、ああいう結論が出た以上。

高橋部会長

そういう事も含めてね。

田宮特別委員

それからその時に、中信平の問題も出ているわけです。意見としては、委員さんの方から。その中でやはり中信平の人達も来て頂く必要があると主張すればいいのですよ。そのことを確認された後からむしかえすということについてはね、どうしても私は納得できないのですよ。

高橋部会長

ですから、これをまず聞いて、私はむしかえすつもりはさらさらございませんけれども。皆さんから出されたね、いろいろな条件が整理しなさいと来ていますから、今の中信平の話もそこで出てきたものに対してやるやらないというのを皆さんで論議して頂くと思っています。それについてはまだこれを説明受けていないわけですから、皆さんから意見を頂いて作った案として、こういう案ですというのをまず頭に叩き込んで頂いてそしてこれに入っていきたいのです。ぶり返す気持ちさらさらありませんよ。

田宮特別委員

それはおかしいですよ。それはぶり返すことになるのです。

高橋部会長

そうですね。

田宮特別委員

前回の確認が、確認の上に立ってこの公聴会の説明の資料はでているのですよ。前向きな形でているのです。あと向きではないのです。この資料は、そして公聴会を開きこれを説明していくという点、どこに不備があるのかという点で議論するのであってこれを説明受けた後で今、中信平の左岸の人達にきて頂いて説明を聞くのは後戻りなのです。

高橋部会長

水利権者に聞くなんて私言ってないですよ。私聞くつもりは。

田宮特別委員

今、そういうふうにおっしゃってないですか。

高橋部会長

いやいや、そういうご意見もあるけれども、それは審議していただきますけれども、私は呼ぶなんて言っていませんからね。

田宮特別委員

審議しなくていいのですよ。この問題は。確認済みなのですよ、この問題は。

高橋部会長

いや、審議はしてもいいのですよ。はい、どうぞ。

久保田特別委員

私も、ぶり返すつもりはないですし、土地改良区から確証を得ようなんてことじゃないです。ただ、県の検討委員会のワーキングからボールが又投げ返されたわけですから部会に。投げ返されてそれを返さなければ、ワーキングは進まないですから公聴会も開けないわけです。ですから、投げ返されたボールはやっぱりここで議論を尽くさなければ、そして又返してやらなければ進まないわけですから、後戻りでもなんでもありません。

高橋部会長

ぶり返してはいません私は。だから確認の意味で皆さんから出された意見を集約してありますからこれをまず説明を聞きましょう。

田宮特別委員

それはわかります。しかし今の久保田委員さんの話ではいわゆるそのワーキンググループが問題を投げかけたというのですが、これは宮澤委員さんが仰っているように不十分で現段階ではい

わゆるその我々が期待をするような内容が投げかけられということになっていないのです。議論必要する内容は5日の日で議論をしてそれを投げかえたいというふうになっているのです。

高橋部会長

財政の方は部会のあれが不十分ということじゃないです。不十分ということだけでなく本当にクリアできるのでしょうか、県としてこういうもの出てきてクリアできるのですかということ委員会でもう一度でやりましょうということです。部会の審議があつた資料として報告としてなっていないということは言っていないです。これはこれで、尊重して頂いているわけですから。ただ、これで本当に実現が可能でしょうかということは委員会としての責任でやると言うことです。そういうふうに理解していただければ結構だと思います。どうぞ。

丸山特別委員

先日送られてきました最低限クリアすべき条件ということで、部会長案に対しての意見を求められてそれぞれ出されたと思うのですが、そういうことはやはり実現性がないものを、やはり前に持っていってもしようがないということでおそらくこういうその、資料を出して条件を聞かれたと思うんです。だからその中で委員の皆さんそれぞれ出してあるのですからその条件をやはり、少し検討してみてやるというのも決して後戻りするということじゃないと思います。

高橋部会長

ですから私はこれをまず説明を受けて。

丸山特別委員

だから、たたき台は部会長さんの案で出来ているわけですから、それが実現できるか出来ないかある程度見通しつけなければ、その全然不可能なものを出してもしょうがないと思うのです。特に私達は村の立場でいますと、よその立場の皆さんと違って村の立場でいくと、三郷村に住んでる者の立場でいくとかなり問題点があるということを申し上げている訳です。そういう点はこれからやっぱりこの中で検討すべきことじゃないでしょうか。

高橋部会長

はい、どうぞ。

田宮特別委員

先ほどからもよく理解できないのですけれどね、そのこのいわゆるクリアされる意見の中にも出て来ている条件これらを全て確認のないということでは無責任だというような発言もある訳ですけれどもこれについてはやはり限界があるところの部会では。例えば浅川にしても砥川にしてもその答申の内容について必ずしも特別委員さんがそこで十分議論は尽くされたというふうには言っていないのです。まだまだ議論は尽くされていないという段階でいわゆる期限の問題で含めて限界のある中で出されていった意見だと。あとはいわゆるその不十分な内容については附帯意見

というのですか、こういう意見もあったということで答申を出す、というかたちで進んできた内容なのです。だから今出されているこのいわゆる維持流量が0の問題であるとかそれから他に調整池を求めていることが可能なかどうかとか水利権の中信左岸の水利権者の了解が得られるかどうかという問題は、私は附帯意見として確認、前回確認をした上で附帯意見として出している内容だと。だからこれをその確証があるところまで求めるというのは限界があるということで、そうなってくるとやはり、議論はむしかえずというふうに考えている訳です。

高橋部会長

私もそう思っています、基本的には、はい、どうぞ

宮下特別委員

私も田宮さんの意見に賛成です。やはり、この部会というのは決定権もなければ調整権もないと思うのです。決定するのは委員会であり県知事である訳なのですからやはりこの部会としての限界はありますので、この前にも資料として調整池の地図が出されたのですが、控えた方がいいだろうということで回収されました。ですからどこに調整池を持って行くとかか中信平の人達の同意が得られるかというような問題はやはり調整になってきますので私としては部会の限界外だと思えますので、そういう意味でやはりこの部会としての審議というのは代替案の検討で持っていくべきであり、いろいろ出ている問題はその附帯事項、クリアすべき条件として答申案の中に含めていくべきだというふうに思います。

高橋部会長

はいわかりました。はい、どうぞ

宮澤（孝）特別委員

そういうご意見もありますが、やはりこの場では私達とすれば提案出せばいいということで決まっていなくて、近々公聴会があるわけですが、私達は公聴会に対する責任というのも持っているはずでございまして、その意味からいいますと部会長から出されましたこのクリアすべき条件と公聴会にかけるこの資料について取りあえずは検討してクリアすべき条件を整理しておくことの方がこの席では大事かと思えます。

高橋部会長

はい、ありがとうございます。

二木特別委員

部会長さん、疑問に思うのですけどね。今日は部会長さんの方から示された案について検討するという事ですから。だから我々もこういう問題点を提起したわけですから、その辺を、ああでもねえこうでもねえということはその論議の中でできるわけでしょ。出来ないですか。

高橋部会長

どういふことでしょうか。

二木特別委員

だから、今日部会長さんが案を出したでしょ、それに対して私どもが問題点を提起しているわけですから。それを提起させたいという中で論議をしていただくということはできるわけですよ。だから部会長さんのもの全てが答申の基本だということになると問題はあろうと思うのですよ。それだったらなんで提起させる必要があるのですか。だから今いろいろお話があるけれども、やっぱり、しっかり、この提起をさせて頂いたことについても論議をさせて頂きたいと私はそう思いますけれども。よろしいですか。

高橋部会長

はい、いいですよ。ですから、まず皆さんから決めて頂いたこれにまとめについて幹事の方にまず説明を求めてその中から皆さんからいろいろ条件、クリアするための条件出てきています。じゃ一つずつ片付けてですね。支援の問題、水利権の問題、というものを条件として報告書にこれだけをもって欲しいというものを整理していきたいんです。だから基本は私はかえているつもりはさらさらないんです。条件としてじゃどういふものを皆さんつけて 100%クリアするためにはダムが一番いい訳ですから、ダムさえ造れば何の問題もないわけですから。ですからダムによらない河川改修なり治水・利水の問題についてどういふ条件を整理しましょうか。3つしかないわけですよ。支援の問題と水利権の問題と転用の問題だけなんです。ですから私はそれに対して皆さんからいいご意見を頂ければ、それを報告書に盛り込んでたまたま今日お金が出ればいいのですけれども、お金はそういう事情で出なかったと、いうわけですから当初計画しました公聴会が開けなくなったわけです。5日に委員会にかけてお金をはじいてくれる県の姿勢を正してお金をはじくということで今ワーキングの方から話がありましたので、それを又受けてもう一回部会を開かして頂いて再度皆さんで確認をして頂いて公聴会とこういふかたちになって来ますので、当然当初計画から違いますけれどもこれは後ほどお願いしようと思っておりますが、その進め方はいかがでしようかと思うのですが、どうでしようか。ですから当初計画と狂っちゃったものから。じゃ、県の方でひとつまとめについてお願いをしたいと思っております。こういうようにまとめましたと。

事務局（治水・利水検討室）

それではご説明申し上げますが、あのカラー刷りのやつはこれは公聴会の資料ということでこれが条件の資料でございますので、特に条件については資料の 90 ということで皆様方から頂きました条件についてその生のものを印刷して皆様にお配りしてございます。それで部会長の指示がございましてこれらの意見をまとめるとどんなポイントが出てくるかということで一応私どもで読ませて頂きますとまとめさせて頂きましたが、大きな分類としまして治水では調整池等の用地の確保ができるかどうか、確実であるかどうかという課題が多くの人からでております。それから利水につきましては3点ございますが、先ほど財政ワーキングの宮澤委員の方からでも

のと同様でございますが一つ目として土地改良区等の水利権に関する同意が得られるか、それから二つ目ですけれども国県の財政的な支援が充分か。三つ目で河川の維持流量0という事がよいか、国に認められるか、水利権とる時にそれが認められるか。その三つでございます。それから。その他の意見と致しまして流域対策それから地下水の問題、この二つが大きくでておられると思われました。以上でございます。

高橋部会長

そうするとこの資料について説明していただけますか。まとめ方についてこれを出したいわけよね。ちょっと私は幹事と調整とれていないのだけど、何も書いてないのだけど部会条件というのはなかったっけこれは。作ってなかったっけ。これに対して。部会としての条件私は公聴会の時にね、こういう条件をもってこの案でしたよというのを作るつもりでいるのだけれども、その辺もまたあわせてそれじゃ。それが、これをどうやって、どこもまだ誰も作ってないのです。という私今の思案です。これをまとめたのを簡単におざっぱで結構ですけれど。こんなようにまとめましたって事で報告してください。

幹事（豊科建設事務所）

では資料 91 のまず治水の方から、じゃ簡単にすみませんがご説明させていただきます。公聴会という事で今までの前提条件といいますが、いろんな条件を簡単にまとめてあります。まず一番左上からですけれども、主な洪水被害の状況ということで 58 年と平成 11 年をこんな被害がありましたということのをせてあります。被害発生の原因として考えられるのは 1 点目として尻無川であったこと。あと全体的に万水川に未改修部分があったりして現況の流下能力が不足しているということ、あと人口が増加して農地の宅地化による保水力の低下等の問題点がある。これに対して治水で黒沢川と万水川を接続しようということ。あと全区間において流下能力を上げるというか、治水安全度の向上をしようという考え方でやっておりましたということを説明しています。それから二つ目で計画の立て方という事で基本計画というのがその下にございます。これについては、30 年に一度 1/30 というのを説明しまして、それから基本高水流量の設定計画、高水流量の設定をやっていますと、その結果が下に青くちょっと塗りつぶしてありますけれども、こういう流量配分になります、という説明をしております。ご存知だと思いますが、最下流部では 215m³/s という基本高水に対してダムで 15m³/s カットして 200 とこれより上流では 200 に対して 180 というようなことで改修も進んできているということをご述べております。それから右側に移って頂きまして、主な治水対策案ということで、前提条件、何度も申し上げますように 1/30 の犀川合流点で 215m³/s の基本高水であるというのを前提として主な治水対策案として、二つ紹介をしております。一つは先程来出ております調整池案、二つ目は多目的ダム案ということでございます。調整池案については赤沢堰堤の所で約 19 万 m³ の調整池を整備しようと、それにもう一つ 10 万 m³ をどこかでやろうということでございます。万水川とか安曇野排水路については現在の改修で継続ということでございます。その右側にですね概算費用、今日ワーキングの報告を受けて入れる予定でございましたので今は空欄になっているということでございます。問題点とか課題につきましては、用地の買収の話、適地の有無、生態系の話あと管理方法の話と

というようなことで4点ほどあげさせて頂いておるということでございます。ダム案については高さ61.5mのダムを造りますということで従来の説明どおりでございます。これも改修は現在の改修で継続しましょうということ、特に生態系の問題だということ。これ概算費用についてもあのワーキングで平行してやっていたので今日入れる予定でございましたが現在のところは入っていないという事でございます。もう一点、河道の再改修という話が出ていたと思ったのですが、それについては印でちょっと注意書きを書いてありますが事業の進捗状況は70%というような状況の中で用地の再買収、橋梁の架け替え等が必要になる事から一応治水対策としては除外をしたと説明をさせて頂いております。最後まとめとして部会案としては一応調整池案とするということで実はこの調整池案とするの後ろに、今回、附帯条件という形で書くことになるんだろうなところを考えておりましたが、一応そういう形で今回附帯条件ということで書いてはございません。今日の審議とっておりました。最後にイメージ図を、調整池がこの位の大きさだよというイメージ図を絵としてちょっと小さいんですが載せて頂いたということでございます。ただ、調整池案なんですけれども、先日の部会の中であまり下流に持っていくと、再度の黒沢川の改修だとか容量も増えますよと言う中で、今回、一応一番効率的な場所としてはどうしても大堰堤より上流側にですねもう1個の調整池を設けるのが一番効率的という判断を致しまして、いくつも試算が出来なかったもんですから今回そういうことで大堰堤よりも上流側で10万m³というこのぐらいの大きさのイメージですというのを絵にさせて頂いたというのをちょっとご注意願いたいという事でございます。治水に対しては以上でございます。

高橋部会長

はい、三郷村の利水について。

事務局（治水・利水検討室）

すみません利水もうちの方から。それでは三郷村の利水については事務局の方からご説明申し上げます。これは関係部局それから村等入り組んでおりましてそれぞれご説明申し上げますと分かりにくくなると思いますので、代表して私の方から説明を致します。利水につきましては上水道と農業用水の問題があると思います。そのことにつきまして左の上からですけれども、三郷村の上水道の現状という事でございます。これは現状とそれから部会で確認された平成20年の計画取水量9,600m³/日ということが書かれております。それから南小倉の農業の状況、面積、減反等それから農業用水の状況これが書かれております。それと黒沢川の利水の経緯ということで、水利権の取得等について、それから村との協定等につきまして、年度を使いながらここに明確にしております。それから利水の問題点として4点そこにあげてございます。これらにつきまして今まで部会の中で議論してきた問題点でございます。それから右のページに移りますけれどもおもな利水対策案という事で前提条件として9,600m³/日の上水道農業用水をとるということ、それから農業用水の必要量は減反、転作水田に水稻を作付けした場合に必要なとされる量ということで、必要量という事になりますけれども、それを取っていくための案としていまま部会で審議されてきた3つの案がございましたが、これにつきまして詳細を記述してございます。それぞれ問題点課題についてもいまま出てきたものについて記載をされておるということです。最後に部会

案としては農業用水転換案という事でございますという事が表記してございます。以上です。

高橋部会長

はい、ありがとうございました。そういうことで一応まとめは致しましたけれども皆さんから出していただいたものに対して条件をだして頂いておりますのでこれらについて少し。まず、ひとつずつなんといいですか、意見を出して頂きたいのですが、一番問題なのはその土地改良区との調整ということでございますけれども、多くの方が意見を聞くべきだと頂いておりますけれども、よく分かりますけれども、呼んで来て頂いて意見を聞いて結構ですという、当然そういう話にはならないと思うんです。従って、そうすればどうすればいいかということなんですけどその辺についてちょっとご意見を伺いたいと思います。はい、どうぞ。

丸山特別委員

水利権のあれにつきましてはですね前から私たちも素人でよく分からないのですけれどもそれぞれの水利権者の調整については、知事の所で最終的には国土交通大臣がやるということになっているのですけれども具体的なその調整の方法としてはやはり水利権者の意見が一番強いと思うのです。ですから、水利権者の意見を聞くのが適当だというふうに私は思うのですけれども、ただこれが調整役であります県でもって出きるということになれば、これは問題無いと思うのですけれども、その辺はいかがなものかちょっと県の考え方をお聞きしたいのですが。

高橋部会長

県でその今の、基本的には県が仲立ちという形だと思うのです。調整役だと思うのですが、その辺は可能かどうかここではどうなのでしょう。向こうですか。

幹事（松本地方事務所 土地改良課）

地方事務所の土地改良課なのですけれども、南小倉土地改良区と中信平左岸土地改良区等関係土地改良区たくさんありますし、どこに聞くかということもひとつあります。当然改良区ですので理事会なり総代会なりそういう重大なお話というのは、決めていかなければいけないと思いますけれども、私個人的には今、委員の皆さんがだめだという結論は見えているということなのですけれども、もしかするとこのような問題点があるとか、そのようなお話をして頂けるかどうかですけれども、呼べば来ては頂けるかと思っておりますけれども。

高橋部会長

はい、どうぞ。

宮澤（孝）特別委員

私、たびたび、2回程ですけれども、たびたびというほどじゃないな申し上げてきたんですが、一応私も梓川土地改良区の総代という立場にございまして、でこのクリアすべきメモの中にもいれておきましたが、右岸左岸合わせて125名の総代がいます。ですからこの方々との内部調整と

というのが非常に重要なことになってきます。ですから、呼んで頂いてご意見あるいは状況お聞きするそのまた前にいったんこういうことはどうでしょうか、打診するくらいのことはやっておかないとなかなかこの組織は大きい大きいのですけれども、梓川改良区からすべて排出されますから当然やっておかなければいけない作業だと私は思います。

高橋部会長

部会としてやれということですか。

宮澤（孝）特別委員

いいえ、まだこれ決まったわけじゃないからこれからまだクリアする条件を検討された中で結果で結構ですけれども、しかし組織とすれば改良区というのはそういう組織の実情を抱えているということを申し上げたわけです。

久保田特別委員

丸山委員の質問と答えが全然違いますから、それについてちゃんと教えてくださいよ。

幹事（松本地方事務所 土地改良課）

すみません。ちょっと丸山委員のご意見を理解出来なくて。その水利権の調整を県でやるか否かというご質問ですか。

丸山特別委員

今まで、私ら素人の考えでいきますと、水利権の調整については水利権の許可は国で行っていますけれどもその調整については県でもって調整し上へあげていくというふうに聞いているのですけれども、そういう調整が県でできるのかどうかそういう事なのです。出来ないということになればこれはだめなのです。

幹事（松本地方事務所 土地改良課）

県で調整。

丸山特別委員

県というか建設、知事が調整するということになると思いますけれども。知事に聞かなければわからないかもしれないけれど。その辺が可能かどうかそうでなければそれともうひとつ、先程、宮澤委員が仰られたように、やっぱり一番その水を持っている所の梓川土地改良区ですね梓川が水配っているわけですから梓川土地改良区で余裕があるとやれるというようなことはやっぱりある程度確かめておかなければいけないのじゃないでしょうかね。

高橋部会長

私も、ちょっとよく分からないのですが梓川頭首工の改良工事を今計画しているようすけれ

どもそこで水の采配分というようなことも、采配分といえはおかしいけれどもその辺の協議の推移と申しますか、その辺を宮澤さんは総代どうなのでしょう。その辺の情報というのはよく分かりませんけれども。

宮澤（孝）特別委員

総代の立場ですから、具体的なことまで私も分かりませんが。いま国営の調査段階でしてね、国営の事務所あそこに設けましましてやっております。2年ほど経過しております、その前提となるものはやはり梓川の水利権の旧建設省からもらった、農水省でもらったとそれを各堰に配分するわけですね。その数字というものは多分平成20年くらいまでは動かせない、現状ではね。私の考えでは、動かせないはず。ただこういう状況が生まれて参りますとやはりその辺も含めてご意見をお聞きをするとこういう作業はやって置きませんとこれは全くもう無責任になりますからやっておく必要があると私は思います。ですから国営調査の場合はくどいようですが現在配分されている水量で基準にしていますから他へは出す予定はないと今のところは無い筈です。

高橋部会長

はい、どうぞ。

青木特別委員

ちょっと出掛けにトラブルがあって遅れて申し訳ない。素人ですから十分承知しているというわけではないですけど今の頭首工の工事に伴って水量の見なおしも行われるのではないかなというような話も少し聞こえてきておりますので、可能性が全くないということではないと思います。

高橋部会長

はい、どうぞ。

二木特別委員

私、土地改良区の水利権の問題は経験してますから一番よく分かると思いますが、農家以外は水利権持っていません。水使いませんよ。梓川の水は実際に、水まくぐらいは黙認していますけれども。そういうところなのです。で右と左とありまして利益者ですか受益者ですかねそれは数多いのです。その皆さんの同意がなければ水は来ないと思います。これ土地改良区で難しい難しいと駄目だ駄目だと言うんですから。権利を持っている皆さんがたとえば住民投票みたいなかたちで結構ですよという話になればわかりますが、あるいは総代会で決議すればそういうことになると思いますが。だから安易に土地改良区の水を貰えばいいじゃないかということは難しいじゃないかとこれ再三私は申し上げていますから、だからもし、そういうことになれば30分か1時間来てもらって話を聞いたっていいじゃないですか。見とおしがつくわけですから。

高橋部会長

見とおしつきます、それ聞けば。聞けば見通しがつくのですか。

二木特別委員

いやいや、それだから我々が考えればいいわけですから。県も考えればいいわけですから。

高橋部会長

どうぞ。

久保田特別委員

見とおしがつくつかつかないかということじゃなくて、いわゆる土地改良区から梓川のいってみれば総元締めは中心平の土地改良区連合なのです。一番の元締めはその人がですね、新聞報道、テレビの報道を見て正直言ってかんかんに怒っていますよ。一体何事だとね。分かりやすくいうと水利権というのは個人でいえば財布と同じです。他人の財布の内の金を黙って取ればいいとそういう話なのです。この話は、水利権の話は。私は南小倉の水全部取っても 0.2m³/日ですよ。それで左岸の幹線というのは 18.なんです。ですから、パーセントで見れば 0.3 パーセントの話です。ですから素人がただ数字だけ見れば出来るような気もしますが、私、ただね、そういう話を進めていく中で勝手に本当に他人がよそから貰えばいいとただ中信平から貰えばいいとそういう話は、出来る話も出来なくなっちゃうのです。こういう事やっていると。それにまだ細かいのもいっぱいあるでしょうと。先ほど青木委員からもありましたように平成 17 年ですか頭首工の改造があるわけです。それで、水利権の見なおしの今、確か最中です。ほぼもう決まっちゃっているんで南小倉の分入ってなくて決まっているはずなのです。ですから、これからいれるという話になるとまたその作業を全部やり直しとかそういうことだと思うのです。それも出来ない事じゃないかも知れません。ですから我々素人はただそうやって思っているだけです。やっぱり当事者には礼をつくさなければいけないし、聞く必要があると思います。責任持って出しますなんて連合の理事長だって、事務局長だって言わないです。ですけども、その話しの感触を聞いて我々がどう判断するか、そう言う事だと私は思いますけど。それで今の手続き事情というのは地方事務所が分かっているはず。そこら辺は説明してもらえばいいと思います。

幹事（松本地方事務所 土地改良課）

はい、よろしいですか。今の頭首工につきましては久保田委員や二木委員や宮澤委員が言うように改修に伴って水利権の今見直し作業をしております。それで、前も申し上げましたように水利権については農林水産大臣が持っております。それで国土交通省、国土交通大臣から許可を貰う、それが私が聞くところによれば 16 年度、17 年度から工事を着工しますので 16 年度に水利権の協議をおえたいというお話であります。いまはその調整がなから終わった段階のように聞いております。ですけども、それで水利権は確定したということではございません。それが今の現在の梓川頭首工の水利権の状況です。

高橋部会長

はい、ですから私は、出来ない事はない、ただここへ呼ぶか呼ばないかという話は別としてね。

呼ぶという事は、呼ぶと言う言葉は悪いのですけれども、お聞きすることも悪いことではないのですが、今後の交渉をやっていくためにはそれの方がいいのかなということは想定されますけれども、ここでそれを感触を得てここで判断をするという話ではないと思うのです。それはもう出来ないと思います。当然駄目ですと、はっきり分かっています。いいって言うかね。

久保田特別委員

駄目だと言わないと思いますよ。

高橋部会長

駄目だって言わない。

丸山特別委員

はっきりは言わないと思います。今やっぱりそういう見なおしの最中ですし。実はあの梓川の土地改良連合の理事長は私の前の村長がやっているのです。先日もちょっとお会いして一緒にあの会議に行ったのですけれどもそんな話もしたのですけれども、今久保田さん仰られたようにお話ししていました。言っていましたけれどもそれはやっぱり、一住民ですし、それは考えない事はないと思うのだよね。そのうち、0.いくつという数字ですからというような気もしますけれども。ただやっぱり感情的にはいろいろそのおかしくなってくると思うのです。現に私にも相当な強いこと言っていましたから。ですから、そういう意味ではやはり、どちらにしても話は一回聞いておくとか、つけておくとか、その辺はあった方が、先のためにはいいのじゃないかなという気は致します。

高橋部会長

十分理解出来るけれども委員会で、部会でそれを正すというか、それは如何なものかと。むしろ、その担当者ベースというかそういう方々の調整をして頂くと、委員の中から。と思うのですけど。はい、どうぞ。

内川特別委員

公聴会をやった場合、左岸水をダムをつくらないで頂くという話は一切出来ないと思うのです。でかい問題になっちゃうと思う。それじゃ、おまえ達責任持つかといわれたときに検討委員会で責任持てます。だから、この水を頂くというような話を表に出すこと自体がもう問題だと思うんです。これは、相手のあることで、これ先ほどの久保田委員さんが言われたように本当に水利権という問題はものすごく難しい問題で、一人でも反対があれば絶対頂けません。ですから、これを公聴会でダム造らないで左岸の水を頂くように計画しますと言ったら、あなた達責任を持ってやれよといわれた時、一体この委員会がどうすればいいか答弁出来るかという問題、これは慎重にいかないと難しい問題だと思いますし多分これは分けては頂けないと思います。というのは、私もあそこへ水路を引く時、ちょうど担当でやったのですが、もう水利の面積をピタッと把握した上でダムからの水量を決めていますので、今減反をして水が余っていてもとても穂高の尻の方

までいくと水が殆ど無いという状態ですので、これを小倉でいくら少なくとも簡単に頂くという事はおそらく無理だと思います。

高橋部会長

水利権の問題で私はこの、委員もおられますけれども、委員会でも水利権の問題の難しさということももう言っているわけですよ。だから知事さん、あんた水利権の公開をやって下さいと言っている訳です。ここでその話が部会でそこまでやれるかといったら、やれませんか。これは、どんな事やったって。委員会だってむしろだめじゃないでしょうか。ですから、やわらかく言ったらどうでしょうかと丸山委員さんの話也十分に理解できます。それで可能であるならやることにはやぶさかで、私はありません。だけどそんなことで、そんな簡単なものじゃないなという気がしていますので、むしろどういう形をとればはっきり言って分かりません。はい、どうぞ。

久保田特別委員

手続き上の話で要はここで貰えばいいって事決めて、公聴会にかけるとします。そしたら多分公聴会に連合かだれか来て渡しませんと言われたらどうしますか。

高橋部会長

いいじゃないですか。公聴会それを言ってもらえばいいのですよ。

久保田特別委員

そうしたらですね、その話が前に進まなくなっちゃうのですよ。公聴会の意見を受けて今度このまた部会で検討委員会に報告するわけですよ。その報告書が書けなくなっちゃうじゃないですか。

高橋部会長

いいじゃないですか、そのまま、それは添付しちゃうだけですから。

久保田特別委員

それよりは実際に本当にダム無し案をやるとしたら一回来てもらえばいいことですから、1回来て。

高橋部会長

来てもらうと言う事ですか。一回南小倉から。

久保田特別委員

南小倉はやらないってはっきりいっているわけですから。その論議は全くどうするかというのはここでもやっぱり、やらなきゃいけないのです。ただ渡す方の中信平の方はなんていうかは聞いて見なきゃわからないわけですよ。渡さないって二木さんは、内川委員も今までの感じではそ

うかも知れませんが、さきほど言ったように、さっき私数字間違えましたけども左岸幹線というのは8.何 m³/日ぐらいなのですよ。さっき18とか言いましたけれど、8.何 m³/日です。そのうちのコンマ2m³/日ですからコンマ3%の話なのです。ですから多分水路の嵩上げだとかそんなことも必要ないと思うのです。それで、もれうかがうと、今度の見なおしで水が3m³/日減らされると水利権が。ですから、素人考えすると3m³/日減らさなくてコンマ2m³/日を減らし2.8とか2.7いくつ減らすだけにすれば水は来る訳です。あとは本当に、どんな問題あるか私わかりませんが、そんなのがありますから、本当にやっぱりそれぞれの左岸だなんだという話はうんと難しくなりますけれど、その一番まとめている連合ですよ、連合の理事長なり事務局長という人がいるわけですからその人に私は聞いておいた方がいいと思う、それで公聴会だと論議できないわけでしょう。くれないといえはそれだけで終わりますけれども、ここだと論議が出来るわけですよ。じゃ、どんな問題がありますかという事も聞けるわけです。公聴会ではなにも聞けないです。条件なんていう話にはならないわけです。ただくれないというだけの話で。それじゃまずいですから、もうどうせ公聴会はのびちゃって予定どおりできないわけですから、もう一回公聴会の前に開けばいい訳です。それで多分そこだって良いの悪いのって言わないですけども、なんか感触は得られると思います。今だと全然駄目だって話ですけども私はそれだけでもないような気がします。もしかしたら、駄目かも知れませんが、それはやっぱり今後ダムなしでいくのならしっかりやっておいた方がいいと。だって南小倉にきてもらったわけでしょう。南小倉の人にきてもらったわけでしょう。言ってみれば貰うという方の人にきてもらって、おれはいやだと言われたけれども、くれるって方だってそれはなんか聞いておかなきゃおかしいじゃないですか。と私は思います。

高橋部会長

どうですか。はい、どうぞ。

丸山特別委員

先程来出ておりますように今頭首工の改修するという事で容量を、計算しているという事ですから、そこへいって0.0いくつだか知らないけれどちょっと増やした、今私が受けている感触では、その農地も減ってきているしするから、それから頭首工の容量を少し減らそうという話を聞いているのです。ですから、そういうのを今久保田さん言われたように、減らすのを少しにするか、減らさないでおくか、そういう事が出来れば、おそらくこっちへ回すのだから出てくると思うのです。ですから、そういう意味でも、連合の方に来て頂けばね、例えばそういう事はどのようなのですかというような事もこっちからも聞けると思うのです。1回呼んでいただいたらどうでしょうかね。

高橋部会長

どうですか、皆さん。はい、どうぞ。

植松特別委員

それぞれの方の仰ること分かるのですけれども、やはり部会長言われたように、水利権の問題これはとても奥深い問題です。本当に水というものが単なる水利権者だけのものであるか、川の水は誰のものかということもあるのです。こういったことというのはやはり、今のお話聞いていればやはり礼をつくすためにねこの部会で呼ぶと言うような考え方もあるのですけれども、これはやはり県の担当者レベルが、一応話しておくという事で、これをやっていたらそれこそ聞いてどうなるかと、聞いたとしてもさっき言われた、土地改良区、県の方の説明の答えぐらいしか帰ってこないと思うのですよ。ですから、やはり、水利権の問題は、これは本当に、来て頂いても話まとまらないと思います。ですから県の担当者の方で部会ではこうなっていますとか、政策秘書室でもいいのですけど、話しておいて頂くと私はそれでいいと思うのですけどもね。ここの部会ではやらなくてもいいと。

高橋部会長

はい、どうぞ。

田宮特別委員

私は最初からその事をこう考え方として申し上げてきたわけですが、久保田委員さんの仰るのもなんて言うのですか、わからない事は無いんですけども、ただどそういう意見も含めて、意見が出たということで決してそれらをこの流域部会黒沢の部会が無視をしたという事ではないんだという事です。だからそういう意見も含めて附帯意見としてあげていくということでもできるわけです。僕はそれで十分誠意を尽くしているというふうにこう考えます。改めてどうこうとなると、やはりこれはむしかえしになるという事です。

高橋部会長

はい、どうぞ。

宮下特別委員

私もそう思います。やはりこの部会でそういう意見が出ておりますから、部会でこういう意見、要するに中信平の水を利用して頂きたいという意見がでていますからという事を県の方から打診をして頂いて、条件として、植松さんが仰ったように水が、水が農地を持っている人達だけのものかどうかということ、要するに河川管理者がただ許可をしているというだけであって、川の水が全て農地を持っている人達のものであるということでは本当にいいのかわかるということもやはり、県の方としても判断して頂くべきだろうというふうに思いますので、ここへ呼んで頂かなくても県の方から関係者の方へ話をつけて頂くという方がいいのかなというふうに思いますけど。

高橋部会長

ちょっと、土地改良区さん、そういった事務レベルで、こういった意見が出ていますがというふうなお話をして、その感触を得られれば、得られますかね。えらい張り合いの悪いもんだな。

丸山特別委員

地方事務所長さんに言ってもだめですよ。かわいそうですよ。

高橋部会長

そうですか。僕よく分かりません。

丸山特別委員

地方事務所長さんに聞いても中信平の理事長さんに聞かないと、それはできないですよ。

久保田特別委員

本人も 100%無理だと前回言っているわけですから。

高橋部会長

ですから水利権持っているひとじゃなきゃ駄目なのです。私それでダム無し案潰すって言うている訳じゃないです。それで、この部会だって。地域住民の意見を聞いてということになっていて今回のダム無し案の一番のポイントは、地域住民というのは連合のことなのです。ここまで話をつめてくれればね。その人の意見を全然聞かなくて、部会報告ということは私はあり得ないと思うのです。全然意見聞かないって言っていないです。ですからそのために公聴会やるわけですから。公聴会で言ってくればいいのです。

久保田特別委員

公聴会では駄目だっていう事を言うだけであって、じゃどういう条件だとか話にならないわけです。ここで聞けばなにか条件が出てくるかも知れないです。だからそれはやっぱりやるべきだと。だって今までだって皆それぞれサクセンに聞きましょうといえば、サクセン呼びましょうとダム賛成派の人だっていいって言ったわけでしょう。地質の話だってやっぱり先生に来てもらったわけです。もう初めから分かっていたけどああいう事です。自然的那須野さんもそうです。皆それぞれにきてもらっているわけですからそれでこれだけの人がやっぱり来て話を聞きましょうといえば、それはやっぱり来て話を聞かなければ私はだめだと思います。別に私ダム無し案を潰すとかそんな考えはさらさらないですよ。ダム無し案を確実にするにはよりそれだけのことをやった方がいいとそういうことです。

高橋部会長

はい、中村委員さん。

中村特別委員

はい、ちょっとむしかえしたり、くどいようなことを申し上げますけれども、やはり、こういう梓川中信平から頂くという事をこちらで勝手に決めてこれが表に出してしまうと、本当に感情論

として、下さるものもだめだっというふうなことになるのではないかと、それほど難しい問題を含んでいるのではないかなと。いまいろいろの皆様のお話をお聞きして思います。やはり、ある程度の打診をしておいて、お願いをするということが必要じゃないでしょうか。

高橋部会長

はい、どうぞ。

務台特別委員

私も今のように、中信左岸の梓川の責任者を呼ぶことについてはぜひ進めてもらいたい。まず、南小倉の農家の皆さん今回水利権の0それから黒沢ダムからの取水の0、このことについて非常に神経質になっている。そんなことでとにかく今までダムを造るので今黒沢川ダムの水を三郷村へ分けてあげた、これがだめで今黒沢川ダムから0になるとこの新聞発表が出てからは本当に神経質になっている。今までも中信平の左岸の水が灌漑あるいは畝間灌漑でも節水を呼びかけられたと。その苦い経験を持っています。そんなことで現実にこの左岸の水がとにかく非常に心配している。それが南小倉の人たちの今の現状です。だから本当に先程内川委員さんが言われたように水が無いと非常にそれは無理だとかこういうようなことがありますので、それは今の水利権者を呼んでここで聞く必要があるとこのように思います。

高橋部会長

南小倉も土地改良区といいますか、左岸幹線の組合員でもあるわけですね。

丸山特別委員

一応中信平に今度移管されたのですよ。今は南小倉土地改良区というのは無いのです。ないけれど、旧土地改良区ということで利水組合みたいなものは作っていますので。そちらの方のご意見を聞くことになると思うんですけども。とにかく水やる方がうけてくれなけりゃ、そりゃあ実際に黒沢じゃない南小倉呼ぶにしてもすねもとがなけりゃどうにもならないわけですから。やはり、あれじゃないですか、それは是非連合か連合のやっぱり責任者のご意見を聞いて、その中で例えば先程の頭首工の話なんかも出るでしょうから、そういう陳情もちょうどできるからいいのじゃないかなと思うのだけどね。

高橋部会長

県の水利権者の意見ちょっと聞きたいが、それについて。いや、いいとか、悪いとかじゃなくて。権利持っているのは、権利といいますか水利権のあれは県でやっているのだからその辺はどうなのだろう。農業用水は関係無いよという話じゃなくて、水利権という立場で。水利権という立場というか。なんのコメントもないですか。うんと簡単に言えばさ、それはやっぱり聞いておいた方がいいでしょうとか、聞く必要ないでしょうかとそういうご意見はございませんか。

幹事（河川課）

水利権者は先程お話あったように国なものですから、逃げるわけでもないですけど、県としての意見は、特にこの場でというのは無いんですけど。特に、この場でどうこうという意見は差し控えます。

高橋部会長

張り会いの悪いものだなあ。はい、どうぞ。

宮澤（孝）特別委員

私ちょっとくどいようですがやはり聞いておくよと言う立場です。と言いますのは早い部会の時にちょっと申しあげましたけども、いわゆる梓川改良区だけでも6,200余名の組合員がおりまして、この組合員は現在は頭首工の負担金も含めて1反歩当たり2,300円、で約5年ほど前までは1反歩6,000円か7,000円の負担金賦課金ですね、これを払って水路改修等に勿論村や県や国の補助もありますがやって来たという経過がありますから、これやはりそういう手順だけは踏んでおかないと、このことは公聴会にも責任持って案としては出せないと思います。それからまたやはり問題なのは、9月16日から4月15日まで生活用水として流している訳ですが、やはり農業期間が4月16日から9月15日と言う事になっておりましてね、農業用水を主体的に流すのは、この期間の水量の中でね、一番問題はやはり秋直前、夏の最盛期から秋直前の所謂湯水時期、干ばつ、この問題がありますから、これだけの大きな組織を持っている改良区の意見と言うものは、先ほど久保田委員さん言われましたようにサクセンさんからご意見を聞いたり、那須野さんとか信大の先生からお聞きしたんですけど、まったく同じレベルで考えて私はいいと思います。ひとつのこれ条件でありますから、それはやはりクリアするという事になり条件はやはりひとつひとつ時間がかかってもつぶしていくという必要は十分あるかと思えます。

高橋部会長

はい、どうぞ。

田宮特別委員

サクセンさんに来て頂いたり、その他専門家の先生方に来て頂いたりと言う事についておっしゃられている訳ですけども、それは確認をする前段の論議の過程でそういった事をやってきた訳です。現在はその確認をしている訳です。いや、確認をしましたよ10回目です。

丸山特別委員

その結果これが出てきたのですよ。

田宮特別委員

いや、それは私はだから最初から言っているように、それはあくまで附帯意見として出していく問題であってね。議論の対象にすべき問題ではないと、これを議論しだすともとへ戻りますよということを最初から言っているのですよ。だからサクセンさんにしてもあれにしても論議の過

程の中で呼んで、来て頂いてご説明を伺ってわれわれの判断の材料にしたと、それが前回の結論に至ったところなのです。それが事実なのです。そういう事です。

高橋部会長

はい、どうぞ。はい、わかりました。

二木特別委員

やはり、こういうものを出させた以上尊重しないとイケません。部会長さん。

高橋部会長

尊重していますよ。

二木特別委員

だからそういう意見もあるけれども、そういう意見が多いのですから私は、やはりどういう形でもいいですから、来て頂いて10分でも20分でもいいじゃないですか。お話を聞くという事が私は納得いくと思います。

高橋部会長

はい、わかりました。ですね私も情報があまりわかりませんがもしもいずれにしても梓川頭首工の問題で水利権の公開をやるという時期がたまたま一致した。非常に逆にいいチャンスだろうと思ってはいます。そういうことで参考にご意見を頂くという形をとっていきたい。それが可能とか不可能は別として。どういう基本的な考えを持っているのでしょうかという話かなあと思いますので、早速それでは次回の部会に、公聴会前にもう一度部会をやりますので、早速事務担当の方で調整コンタクトして頂いて、本部というのか新村にあるの、新村のあれだね。連合の事務局長さんか理事長さんという事で。じゃそんなことで土地改良区の改良に伴う水配分についてということでお聞きするという事にしたいと思います。はい、どうぞ。

植松特別委員

はい、それでかまいませんけれども、ただ確認だけはしておきたいのですけれども、田宮さんが言われたとおりいままでは議論を煮詰めるためにいろんな方に聞いてお話を伺ったと、今回は一応部会としての案がでてそれについて附帯意見をつけるための参考意見です。そういった意味で聞くということで理解してよろしいですね。

高橋部会長

はい、そういうことでいいです。はいどうぞ。

宮下特別委員

私もそう思いますので、今までの地質の問題にしる自然の問題にしる地下水の問題にしる、こ

れはすべて学術的な関係でもってわれわれの判断の材料にしたわけなんですけれども、今回の場合は権利そのものを判断の材料にすることはやはりちょっと問題があるかと思しますので、ただ参考にどういう考えかという事を確認するという意味だけにとどめておいていただきたいと思えます。

高橋部会長

そういうように、認識しております。それでは、はい。

田宮特別委員

私はそういう条件、今言われましたけども必要ないという意見を述べさせていただきます。十分それは意見をすでに確認をしたあとの問題であって、そのいわゆる条件クリアの問題について理解するかということについてはいろいろとあると思うのです。このクリアの条件を何回も言いますけれども議論の対象としてとりあげるとむしかえしになるのです。だからそうでなくて、やはりこれは、最低限クリアをする必要がありますよという流域部会からの意見の附帯意見としてあげていくという取り扱いをする必要があるというのが私の意見なのです。だからそれをそれから、先程からいわれるサクセンさんとかについては全くそういう事なのですよ。それらの意見を聞いて結論を出したのです。それならなぜそのときに当然議題としてあがっているわけですからそのことを皆さん方は強く求められなかったのかということなのです。そういう点で私は、その態度は不誠実ではないと水利権に対しても不誠実な問題じゃないと。意見として十分論議をした結果、意見としてあげていくという取り扱いでいいと思えます。

高橋部会長

はい、どうぞ。

二木特別委員

私はこの土地改良区から水もらうことについては問題があるということを提起しています。だから、それについて問題がなかったというそういう事を言われても困るのですけれども、議事録をみてもらえばわかりますが。再三土地改良区の方へ、お尋ねしたのですが出来ないって言っているのです。それは不可能ではないかとそうすればちょっと考えなければいけないのじゃないかと、こういう事ですから。よろしくをお願いします。

高橋部会長

はい。あと、支援の問題については先程来申し上げていますようにここで答弁も出ないと思えますし、あと、いわゆる維持流量0が認められるかということであるのですけれども、もうこれは、おそらく認められないと思えます、河川法上。これは当たり前的事だと思いますけれども、この前は0になってもやむをえないじゃないかと、南黒沢から下流についての0はこれは認めるも認めないも無いという事だよ。そういうことでいいですね。尻無し川の場合はあれを満たすには

丸山特別委員

0 に対して反対意見は無かったじゃないですか。私は途中で失礼しちゃって申し訳なかったのですが、そういう機会があったけれど、これだけの大勢の方がいて、その0に対して例えば環境問題とか魚の生育の問題とかそういう話全然なかったように聞いたんですけども。それもちょっとおかしいと思うのです。ですから今になってむしかえしたと言って同じ事です。

高橋部会長

ただし、こういうことですよ。設備をつくらなければ維持流量の問題は出てこないのです。いやそれは無いと、本来はそうなのです。本来と言っちゃおかしいが。

丸山特別委員

維持流量0ということで決めてあるのです。

田宮特別委員

現実には流れているのです。

丸山特別委員

流れてないです。

高橋部会長

非常に難しいところなのですここ。本当のこと言うか言わないかの話だけれども。

久保田特別委員

いいですか。あまり感情的にならない方がいいです。これは本当に維持流量の話は前回からずっと言ってきましたけれども、法律基準だという話です。私はですから、基準の中でもなるべく少なく出来ないかというのをいわゆるB案で提案したわけです。それでも幹事はそれも出来ませんと。出来ませんとは言いませんけれども難しいという話なのです。ですからこの0という話も今部会長自分で提案しておいて、法律で駄目だといいましたけれども全くそのとおりなんですよ、ね。部会長がなぜ0にするかって提案してくれたという事は、意味を見ればですねなるべく三郷村に上水道をとにかく水利権をとって三郷村になるべく多く水道水を与えたいと、そういう考えなんですよ。ですから私はね、0というのは無理だからやはり可能な限り少なくすると、そういう事だと思います。0だとね、本当に話進まないですよ、この案は。

高橋部会長

私は実際の話をしていいのですかとずっと言っているのです。それが出来ないからこういう話だと思うのですけど。

久保田特別委員

0 はだめですよ 0 だと話にならないですから。可能な限り少なからず基準の中で可能な限り少なくするで、あれですか、比流量 0.5 というのこの前も聞いていますけれども絶対じゃないわけです。

高橋部会長

現実には流れているんですから。0 というのの。

久保田特別委員

そこら辺は、部会長の気持ちもわかってありがたいのですけれども、0 では話が進まないです。

高橋部会長

お知恵を貸してください、どうぞ。

宮下特別委員

いや、そんなに難しく考えることないのじゃないですか。施設を作れば維持流量考えなければいけないのですけれども、現状のままだったらそれでいいのじゃないのでしょうか。ですからなんにも作らないで現状維持のままにしておけば。

高橋部会長

ですから私はその案言ったのだけれども駄目だっていうから、河川法の精神上だめですよ、こういうのですから皆さん 0 でどうでしょうかといったのですよ。流れているのです現実の問題。0 じゃないけれども。流れないのが 10 年に 1 回あるわけですよ。

久保田特別委員

わざわざ 0 と書くから。書かなければ良いのですよ、こんなもの。

高橋部会長

現状維持かねそれじゃ。

宮下特別委員

現状維持にしておけばいいじゃないですか

久保田特別委員

現状維持は法律違反なのですから。

高橋部会長

そうでしょう。そういう問題が出て来るんだよ。

久保田特別委員

だから0なんて書かなきゃいいのだよ。

高橋部会長

だから本当のこと言ってしまうと大変なんだもんだから苦労しているわけですよ。

丸山特別委員

最低流量確保するというくらいの表現で。

高橋部会長

だから財政ワーキングも引っかかっちゃったのですよ。これはおかしいと、こんなことがクリアできるわけがないと。いいじゃん、0で、どうせ尻無し川なんだから。だめですか。

丸山特別委員

下の方はない。

高橋部会長

無いのだもん。

丸山特別委員

下の方は水はないけどやむを得ないけれども河川法からいくと水量がないと許可にならない。今はちょろちょろ流れているのですよ。ただ365日のうち1日でもだめだと十年間に1日でも駄目だという話になればこれは0の時はしょっちゅうある。

高橋部会長

というから私は0にしてもらいたい。

丸山特別委員

実際問題としてね、三郷村の水道にしても水はうんと流れている時には7,000m³/日近く取っている時もあるのですよ。取れない時もある。ですからそういうのをね法律でもってこれはもう4,100m³/日以上は絶対ないんだという話、現に農耕している人は一番代掻き期には1万何千m³/日という水をとっているわけですから。その辺矛盾するところあるのですけれどね。そういう意味からいくと先程河川維持流量0という表現はちょっと如何なものかという気がするのですけど。

高橋部会長

皆さんに了解を得たつもりなのですが。現実には流れているから、いろいろ4,100m³/日の話もしちゃうと本当の話がでちゃうと、という話もありますんでね。ま、0というのは確かに表現悪いかもしれない。どうぞ。

田宮特別委員

今、ワーキンググループの五十嵐先生の方からも問題の指摘が確かにあったのですけれども、しかし、それも含めて確認をしているのです。そうすると今丸山委員さん仰ったようなことに現実はあるんです。やっぱり。やはりその立場に私は立つべきでそのうえで公聴会にむけてどういうふうな問題点あるのか、しかし、それについてはやはり意見の附帯意見としてあげていくとそれも含めてそして検討委員会の判断と最終的には知事の判断に委ねるとするのはこの部会の役割なんです。そうしないとくずれます。第10回目の確認というのは。

高橋部会長

植松さんもこう書いてありますけれども、私もそういう認識なのだけれど、黒沢川の特殊性というものが一つあるわけです。それらを踏まえて河川管理者が理解をえていただければ私はそれは0でいいじゃないかと実は思っているわけです。その単純に維持流量0というと、だから理解に苦しむかも知れませんが黒沢川という特殊性があるわけですから、殆ど川が流れないわけですから、そういう意味において0でも理解して頂けるんじゃないかと私は思っているんです。すなわち来て来たものは全て水利権を、全量下さいよという話にもなるのじゃないですか。放水量についても許可してくださいという話に進んでいくんじゃないだろうか。4,100m³/日と言ったって放水路のときには、それじゃどんどんこぼしているわけですから。

丸山特別委員

実際には4,100m³/日が最低限ということですから村の水道もそれ以上取っているときあります。そのときは下の井戸は動かさなくておいしい表流水だけ飲んでいるとこういうことなのです。今後もそういうふうに出れば、4,100m³/日だけ貰えばね余っている水は流す必要ないという気はします。頂けることは頂ける。そうは言っても農業用水の方も確保しなければいけないですから、その手だてとしていろいろ考えてくださっているんです。その中で一番問題になるのは先程の水利権の話ですから、それだけはやはりある程度見とおしをつけて頂いて進んだ方がいいんじゃないかなと私は思ってます。私の立場で言いますと。

高橋部会長

あえて、数字をいわずに現状という話でも悪いことはないと思うのだけど。ちょっと豊建さんにお聞きしたいのだけどその放水量の放水量といいますか4,100m³/日以上放水路これについての水利権について確保することはできないでしょうか。そういう法律は認めて頂けないでしょうか。検討して頂けるでしょうか。

幹事（河川課）

4,100m³/日以上と仰いましたけども、許可をする立場としましてはあくまでも河川法というものがございまして、これに則ってやっていかなければいけないという立場でございますので、仮定の話はちょっと出来ないのです。であくまでも言えますのは、許可の基準というのがござい

まして、湯水面の10カ年の第1位相当の湯水流量は2+分のがありまして、これから維持流量を引いたものが許可になるというふうな今仕組みになってございますので、すみません今の段階では、これ以上のことはちょっと言えません。

高橋部会長

そういう話になっちゃうのですから。しつこいようですが4,100m³/日のそれはいいのですけれども許可は頂くということ、いいのですが、その附帯条件といいますか、なにかもう一つの許可というのはないのでしょうか。その放水期にのみ特殊に与えるというような水利権というものはない、出来ないものでしょうか。

幹事（河川課）

現在南小倉の改良区ですか、とっていますのは慣行水利権なのですよ。すみません許可水利権です。それについて、ちょっと無理だと思います、それは。

高橋部会長

はい、どうぞ。

植松特別委員

いや、これまでもずっと黒沢から取っていますよ。でその場合でもです。はっきり言って河川法に抵触しているわけですよ。県からも答弁ありましたけれども。そう言った意味でこれまで、そういった事やっているわけですから。それは同じとは言いませんけれども、抜け道と言っちゃいけないのですけれども、暗黙の了解。今まで、これまでやっていたのだから、それと同じようにとはいいいませんが、なにかそういった方法はなにかできないわけですか。それでないと今までちょっとそう言ったことやっていたじゃないかと。それはいわゆる公的な皆の利益になることだからといって暗黙の了解です、はっきり言って、で県も県会議員も村も全部立ち会って契約交わしているわけですから、そういった意味でなにかそういった手立て是非、河川課なり県で考えて頂けないですかね。

高橋部会長

私の方からもお願いしたい。

丸山特別委員

今までの中では結局三郷村と南小倉の協定の中身はその最終的にはダムをつくってその河川水量一切用意するから、それまでの間、暫定的によろしいです、という協定なのです。ですから今この前も南小倉の皆さん言っていたようにダムが無いということになればもとに戻るということですから、おそらくそれは三郷の水道には水が要らないよということにもなりかねないと。ただそうは言っても今日から駄目だというわけにはいかないから流れている水だけは取るようにしてやっているわけですが。だからこの前の話のように協定の中身という事なのです。最終的

にはダムをつくって確保する、その時までというかたちで、そう私は理解しているのです。

高橋部会長

はい、どうぞ。

久保田特別委員

先程、田宮委員から前回の会議で確定したと言っている訳ですけれども、会議の経過からいえば確かに確定ですけれども、県の財政ワーキングからまた、先程からも言っていますけれども、投げかけられている訳ですから、それに対してやっぱり、もう一回決まったことだから何がなんでもだめだという言い方は、私はおかしいと思うのです。それでないとこの案というのは、県の検討委員会にいて、黒沢部会は馬鹿なことを決めたなど。それだけで終わってしまって維持流量ゼロという話しには絶対ならないのです。そうするとどうするかという話しになって、本当に変な話しになってしまうから、田宮委員その前回のやつで確定したから、確定したからという考えは是非改めてもらわないと、まだ部会が終わった訳ではないのですから、そういうことでないと全然話しが平行線になってしまってだめですから、是非そこら辺はそういうことでご理解をしてもらいたいのですけれども。

高橋部会長

これは私、ゼロはゼロでいいと思うのです。今度の委員会に私の方で実態を話しますけれども、もう一度これは委員会に投げかけさせて下さい。これは言葉がゼロと書いてあるから非常に問題ですけれども、実態をやっぱり訴えて直すことはやぶさかではないのだけれども、実態はやっぱり委員会にもお話をして、水利権の確保ということは非常に大変なことなので、私は、これはこのまま持っていきたいと思っております。それで委員会でご意見を聞いてきたいと思っています。実態も十分委員の人達も分かっているはずですから。どうでしょうか。

丸山特別委員

土地改良区のご意見を。

高橋部会長

はい、どうぞ。

植松特別委員

1つだけですけれども、南小倉がかつて契約書を交わした時に、ダムができるまでということで、というふうに丸山委員おっしゃいました。実際には、10年前に中房に中房ダムという多目的ダムが計画されて、皆さんご存じです。そのダムの目的というのは、そのダムができれば南安曇郡三郷村も含めて、全ての利水対策ができると。そういったことで、そのダムの建設というものが計画されたわけです。ただ地質的なことを含めて、これは中止になったことは、その時は全ての市町村、ここにいる町村で、全て議員さんも全て建設の大推進運動をしました。しかしそれが

潰れてしまったら何も言わないのです。あのときのダムは何だったのだと。三郷村の水を全てまかなうということでやったのです。それが潰れたのです。結局それがあれば別に黒沢ダムというのは要らなかったのです。そういったことも踏まえて、全てあのダムは南小倉とそういった契約というのは後づけなのです。はっきり言って。

丸山特別委員

中房ダムは、途中から浮上してきたのです。黒沢ダムはその前から出ていたのです。ですから黒沢ダムが事業採択されたのは平成3年ですから。その時に、南安曇全体の事も考えなければいけないということであの話が出てきたのです。三郷の水道があれに乗るとい話しは私はしていません。ただ全体でこれからのこと将来を考えると、そういうのも必要だということはありません。ですから黒沢ダムは、あれができれば無くて良かったというそういう話ではないと。

植松特別委員

分かりました。ただその時にはですね、一応その水を確保するというのもあった訳ですから、それは確かですからね。

高橋部会長

治水の関係で調整池の用地の確保ということで、これも非常に大きな問題だと思いますけれども、色々利害関係もからみますので、これはもうここで場所を決めるとか、そういうことは避けていきたい。こう思います。そんなことで、私は色々これからもう一度、部会をやっていただいて、委員会の後やっていただいて、それから公聴会をやっていただいて、そこで報告書を作成するのですけれども、条件、意見等の集約というのは全てやっぱりつけて出したいのですけれども、その辺について今後の進め方としてこれから、財政ワーキングの方からそういう状態になってしまったのですから、計画が狂いましたので、次の部会の日程。それからそれに伴う公聴会の日程をここで協議していただきたいのですけれども、事務局の方で。

事務局（治水・利水検討室）

今、もう一度部会をやることになりましたと、12か15あたりにどうでしょうかと思います。

高橋部会長

12日か15日という案が出ていますが、皆さんの日程をみていると思いますが。部会の日程、15日でどうなのでしょう。

丸山特別委員

これは部会長さん、一日ですか。

高橋部会長

一日は要らないでしょうね。午前でも午後でもいいのではないのでしょうか。皆さんの御都合に

合わせます。一日は要らないと思いますのでね。委員会の報告と、委員会でどんな結果になりましたよというのと、財政がそれまでに出ると思いますので、こうなりましたという。半日でいいと思います。そんなに審議することございませんので。後、公聴会のやり方をどうするのか。

丸山特別委員

その日に土地改良区に来ていただく。

高橋部会長

この日に土地改良区に来ていただいて、15日、皆さんどうでしょう、ご都合の悪い方、ございます。では15日の午前中ということでいいでしょうか。

事務局（治水・利水検討室）

今後の日程でございますが、ちょっと確認させていただきます。次の部会は今年11月15日。時間は午前中ということでございますので、ちょっと早いのですが9時半でお願いしたいと思いますのですがよろしいでしょうか。

高橋部会長

9時半ね。

事務局（治水・利水検討室）

9時半でお願いしたいと思います。それから引き続いて公聴会ですが、11月30日。これは土曜日になりますが、今色々お話しの中かで夜がいいということで、一応6時ということでございます。それから次の12月に入っの、公聴会のあとの部会ですが、12月4日ですがお願いしたいと思います。それでいずれも場所等は今確認しておりますのですが、空いているかどうかちょっと時間がかかりますので、又のちほどご連絡したいと思います。

高橋部会長

よろしいですか。15日は午前中ということでね。

事務局（治水・利水検討室）

はい。9時半でお願いしたいのですが。それと18日の公聴会、予定されておりましたが当然延期となりますので、18日はございません。それから29日の部会も前回一応やるというお話しでしたが、29日も結果的にはなしということになると思います。そういうことでお願いしたいと思います。

高橋部会長

はい。その他何かございます。もう終わらせていただきたいのですけれども。特にありますか。はい、どうぞ。

久保田特別委員

もう一点確認しておきたいのですけれども、第5回の部会で南小倉の人達は、ああいう具合にはっきり言っている訳ですけれども、それに対する扱いはどうするのです。水はもうダムのない場合はくれないと言っているのですけれども、その扱いをどうするかだけちょっと確認したいのですけれども。

高橋部会長

報告書にその意見をつけて委員会に報告するという事です。地質しかり。

久保田特別委員

この部会ではああいう発言は無視したということではないですね。

高橋部会長

無視していないでしょう。それをつけて回答する訳ですから。

久保田特別委員

そういう意見は出たけれどもやっぱり放棄してくれと。権利を放棄してくれと。部会ではそうしたと、そういうことですね。

高橋部会長

ちょっと、その放棄したとかそういうことではなくて、そこまで部会はやれませんかということで。

久保田特別委員

放棄して下さいということで、放棄しろということではなくて、放棄して下さいということ、この部会では出したと、そういうことですね。

高橋部会長

そういうことで調整をして解決して下さいということです。はい、どうぞ。

植松特別委員

もう1つ、公聴会のことですが、これについては次回やる訳です。その内容の説明、今日資料配られたのですが、この説明については。

高橋部会長

基本的には変わらないと思います。そこへ金額が入ってくることと、次回その案に対して部会として、今ご意見が出ておりますが、こういうご意見をつけるということですね。条件をつける

と。

植松特別委員

次回これについてやる訳です。それとも今意見言ってもいい訳ですか。

高橋部会長

何かありましたら言って下さい。

植松特別委員

前回、私言ったのですけれども、関係流域、ここでいえば黒沢、万水川ですね。以外の住民は公聴会で意見は言えないということは、これはそれでいいのですけれども、何か文章で統一意見を言うとか、そういったことはここに書く必要があるか、ないかということも含めて、当然そういった方来ると思うのです。流域に住んで応募資格になっていないけれども、なんだかの形で意見を言いたい。そういった意味で、言い方いけないのですけれども、そういったことまで指導してやらないと住民というのはなかなか意見言えないものですから。そういったことをここに是非書いていただきたいのですけれども。というのは、当日流域に住んでいても、11月30日に仕事があったり、都合が悪くて夜これない方も多々いるはずなのです。流域のなかでも。だから流域のなかの都合の悪い人、流域以外の人でも意見を言えるような様式、工作を何かとって欲しいということなのです。本当にこれ1回だけの公聴会でしたら、その日都合の悪い方言えませんか。いくら意見を持っていても。

高橋部会長

事務局。

事務局（治水・利水検討室）

公聴会について今日資料をお配りしてあるので、ちょっと説明させていただいてよろしいでしょうか。前回お配りした86の修正ということで説明させていただきたいと思います。

高橋部会長

86の資料を見て下さい。

事務局（治水・利水検討室）

それでは資料86の修正および補足ということで、お配りしてありますけれども、修正してある点は、前回配ったのは確か16日になっていたと思いますけれども、それを18日にしてあるということが修正してある点で、補足してあることは、この資料の中で四角く囲ってあることで、ちょっと細かく書いておきました。まず周知の方法ですけれども、長野県ホームページ、マスメディアへの情報提供によるということを書くと、県のホームページへの掲載と、あとそれぞれ関係機関、建設事務所と関係市町村のホームページにリンクしていただきたいとか、リン

クを載せていただきたいとか、いうこと、それとマスメディアのことは新聞への情報提供と、あとケーブルテレビへの情報提供、あと有線放送と関係機関の窓口にチラシを配置する。主に4項目について細かく書いてあります。次めくってもらって公述人、当日どういうふうに公述できるようになってくるかということですが、まず四角く困っている中で、公述で応募資格の確認ということを受付できるように明示しております。周知する方については、ページふってなくて申し訳ないのですが、もう2枚めくったところに周知しようとするチラシですが「黒沢川部会公聴会開催と公述人募集のお知らせ」となっているのですが、その2番目のところに公述人の募集についてということで書いてあります。それで(2)番のところに応募資格と書いてあるのですが、この辺植松委員さんご指摘のことですが、公述できる方は流域に関係する住民の方、それはそこに住んでおられるか、財産を所有しておられるか、事業所等へ通勤している方か、ということの方が関係しておられる方ということで、公述できる方はこういう条件に該当しなくてはいけないのだけれども、意見を出していただくのは別に制限はしておりません。そういうことです。それで元へ戻っていただきまして、こういう条件に該当するかどうかということを当日受付で確認したいものですから、公述を希望される方は5時30分までに受付に来て下さいと、そういうことを書いております。それで公述できる方は公述する順番の抽選を行いたいと思います。と言いますのは、約30人公述できるような時間を設けるのですが、それ以上集まってしまうと全員の方に公述していただけないものですから、30番ぐらいまでの方が公述できるような格好になると思うのですが、それ以降の順番の方は意見書だけは受け付けておりますので、その意見書は公開しますが、当日公聴会では意見を述べていただくことはできないかもしれないということです。それで時間の制限を定めて公述をしていただくと、そういうふうになりまして、次のページ、公述ですが、公述の方法としては部会長の進行によりまして進めます。それで公述は1人5分間を厳守していただいて、4分30秒で1回のベルを鳴らして、5分になると2回ベルを鳴らすので速やかにやめていただきたいということで進めるということです。次に書いてあるのは時間の配分、ざっとこんなような配分すると、30人の方に述べていただけるだろうということで、時間の配分予定を記載しております。それと先程の「公述人募集のお知らせ」という紙の裏側に「公述申出書」、こういう様式を定めて郵送なりファックスなりで、豊科建設事務所の方に送っていただくようにしているのですが、このなかにも先程公述できる方の資格について、どこに該当するかというのを記載していただくように、点々の四角で困っているところですが、そういうものを設けさせてもらっています。それでここにできる方が公述はできるのですが、できない方も意見書として受付は拒まないということでもあります。それで次の以降のページはホームページ上の周知の内容ですが、同じようなことをホームページに載せまして、その裏についてあるのはホームページ上で意見書を送っていただけるように、こういうようなページを載せて公述の申出書を受け付けようというふうに考えております。その次のページのところに載っておりますのは部会の日程についてですが、今修正がありましたのでこの辺のところはちょっと、内容は現在のところと変わっておりますのでご了承下さい。以上です。

高橋部会長

はい、ありがとうございます。よろしいですか。はい、どうぞ。

植松特別委員

公述の申出書の内容はいいと思うのですが、今説明になられた2つ確認なのですが、公述の流域以外の方は意見を受け付けるとありました。それはどこに書いてある訳です。それは書いてないと一般の方は分からないと思いますし、あと当日都合の悪い方も意見を受け付けると、そういったことも書いてないとこれだけ見た限りでは分からないと思うのですが、それは書いた方がいいのではないですか。

事務局（治水・利水検討室）

公述できる方は流域に住んでいたたり、財産をもっていたり、そういう条件に該当する方に公述してもらおうと、それ以外に例えば違った所に住んでおられる方は意見書出していただいて、公述はされなくてもそれは皆さんにお配りするような形で考えているということでご理解願いたいと思うのですが。

植松特別委員

それはいいのですが、それを書いていただければいいということであって。

事務局（治水・利水検討室）

どこかへ書けということですね。

植松特別委員

というのは今言った2つ、1つはこの流域に住んでいて当日の夜、11月30日都合の悪い人も意見を言えるのだよと、公述できなくても、申出書ですね。意見を出してもいいのだと。

事務局（治水・利水検討室）

分かりました。ちょっとその辺私共考えさせていただきます。

植松特別委員

それと今おっしゃった流域以外の人でも意見を受け付けますと、今おっしゃりましたから、そのことを公述とはなくてもいいですから、明記していただきたいと。

事務局（治水・利水検討室）

はい、考えさせていただきます。

高橋部会長

よろしいですか。その他ございますか。よろしいですか。それではなければ今日の部会はこれで終了したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

事務局（治水・利水検討室）

部会長、場所が分かりましたけれども。

高橋部会長

そうですか。お願いします。

事務局（治水・利水検討室）

はい、それでは事務局からお知らせいたします。次回 11 月 15 日ですけれども、村の講堂か、三郷村の改善センターのどちらかをとりますので、これは後日詳細にお知らせします。それから 11 月 30 日の公聴会ですけれども、村の公民館の講堂でございます。12 月 4 日ですけれども三郷村の改善センターということでお願いします。それから本日のまとめ、事務局の方で次回までにやらなければいけないことなのですけれども、中信平の土地改良区の関係の方にご出席を以来するということなのですけれども、これにつきましては中信平土地改良区連合の事務局長さんということでもよろしいのでしょうか。確認申し上げますが、それから左岸土地改良区の方は、というので、ちょっとその辺のところどなたをお呼びしたらいいかということだけ確認していただきたいのですけれども。

二木特別委員

梓川土地改良区じゃあなければだめですよ。中信平では。

丸山特別委員

連合ならいいじゃないか。

二木特別委員

連合ならいいけど。新村ですよ。

事務局（治水・利水検討室）

中信平土地改良区連合ですね。

二木特別委員

中信平というとちょっと規模が小さくなってしまって、水もらっている方ですから。

高橋部会長

梓川土地改良区連合でいい訳ですか。

久保田特別委員

違います。中信平土地改良区連合。

高橋部会長
中信平でしょう。

二木特別委員
土地改良区でいいです。梓川土地改良区が松本市の新村にあります。

高橋部会長
正式な名前言って下さい。

事務局（治水・利水検討室）
右岸土地改良区と左岸土地改良区とそれから梓川土地改良区とまとめて連合つくってしましてその連合の事務局ということですね。

高橋部会長
よろしいですか。

宮澤（孝）特別委員
今、左岸右岸ございませぬので。梓川土地改良区と。

高橋部会長
今、左岸右岸言わないのですよね。

久保田特別委員
結局それぞれ土地改良区というのがあるのですけれども、ここまできたら、それぞれのところに聞いていたのでは間に合わないし、意見集約もできないから、連合がすべてを集約しているから連合でいいではないかと、そういう私は意味で、それで依頼をだすのは連合の事務局長ですけれども、事務局長なり理事長だと思えますけれども、誰がでるかというのは向こうの判断だと思いますので、誰に出すかと言えば理事長ですかね。一番の責任者理事長ですから。

幹事（松本地方事務所 土地改良課）
ちょっとよろしいですか。前に私お話したかもしれないですけれども、梓川の頭首工を管理しているのは中信平土地改良区連合、その中に梓川土地改良区、左岸右岸等あります。それからもってくる水路につきましては中信平左岸土地改良区なのです。ですので関係者というのはその中信平土地改良区連合ならびに中信平左岸土地改良区 2 名必要だと私は思いますけれども。

高橋部会長
その辺はおまかせしますよ。向こうと調整して下さい。

事務局（治水・利水検討室）

了解しました。

高橋部会長

よろしいですか。事務局何か事務連絡ありますか。

事務局（治水・利水検討室）

ありません。

高橋部会長

ありませんか。それでは以上で本日の部会を閉会したいと思います。大変ご苦勞様でございました。ありがとうございました。

（ 終了 0 : 1 0 ）